

神 勞 発 基 第 5 8 0 号  
平成 2 4 年 6 月 2 1 日

(公社)神奈川労務安全衛生協会  
会 長 稲 垣 健 二 殿

神奈川労働局長



労働災害防止対策の取組の徹底について（要請）

日頃から、労働行政とりわけ労働基準行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川労働局では、平成20年に第11次労働災害防止推進計画を策定し、平成24年（最終年）の死亡者数45人以下、死傷者数6,000人以下を目標として労働災害防止対策を行政の最重点課題として取り組んでいるところでありますが、平成23年は死亡者数54人、死傷者数6,593人となり、目標を大きく上回っております。また、本年5月末現在では7.4%増加しており、目標達成が極めて厳しい状況が続いております。

特に、製造業におきましては、本年に入り死亡者数が7人と全国で最も多く、前年比2.3倍の増加（本年5月22日現在）となっており、死傷者数も14.8%（本年5月末現在）増加しています。

つきましては、このような最近の労働災害の発生状況を踏まえ、貴団体におかれましては、傘下会員事業場等に対しまして、下記の項目についての労働災害防止への取組を徹底して頂くよう特段の御指導方よろしくお願いいたします。なお、お忙しいところ誠に恐縮ですが、本部及び支部等において、本要請を受けて実施した内容を把握させていただきたいので、8月31日（金）までに実施内容を報告して頂くよう併せてお願いいたします。

記

- 1 機械によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策
- 2 平成24年に入り増加傾向にある次の労働災害の防止対策
  - ① 墜落・転落災害(前年比約62%増)
  - ② 激突され災害(物が主体となって人に当たった災害 前年比2.3倍)
- 3 腰痛予防対策(動作の反動・無理な動作による災害)

# 神奈川県内の製造業における労働災害急増！

## 労働災害防止対策の徹底により労働災害の発生に歯止めを！

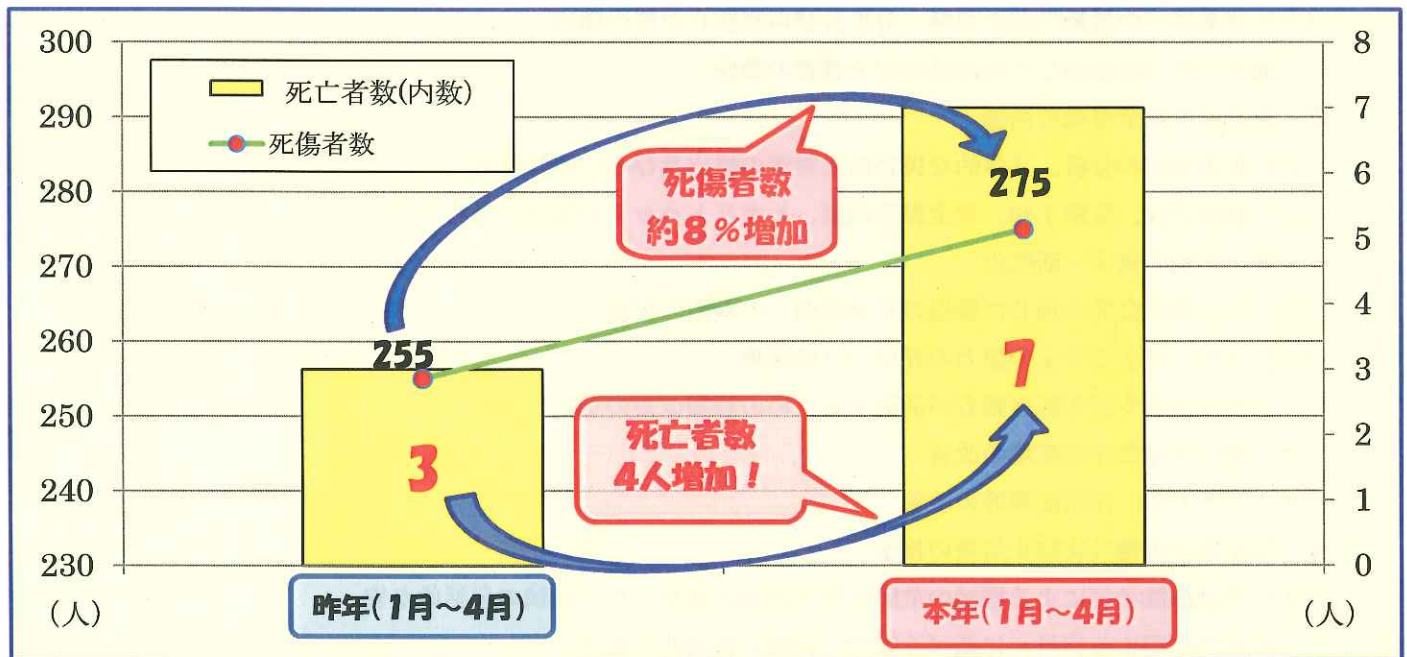
### (神奈川県内 製造業 の皆様へ)

#### 神奈川県労働局

神奈川県内の製造業における平成24年1月～4月の労働災害発生状況をみると、**死亡者数**は**7人**で前年同期（平成23年1月～4月）が**3人**であったのに対して**4人増加**、**死傷者数**（休業4日以上）は**275人**で前年同期に比べ、**約8%増加**している状況にあります。なお、製造業における死亡者数7人という数字は、47都道府県中**最多**となっています。

今年は、『第11次労働災害防止推進計画』（5カ年計画）の最終年でもあり、この災害の増加傾向に歯止めをかけ、是非とも災害発生件数を減少させなければなりません。

神奈川県労働局といたしましても各種の労働災害防止対策を推進しているところですが、各事業場におかれましても、『**全国安全週間**』（6月1日～30日の準備期間、7月1日～7日の本週間）を契機として各種災害防止対策の総点検を行い、平成24年下半期を《**災害ゼロ**》で貫徹されるようお願いいたします。



なお、各事業場で取組んでいただきたい具体的実施事項につきましては、裏面を参照していただきたいと思いますが、本年は「**機械災害**」が多発していることから、特に、

- 1 リスクアセスメントの取組の強化・見直し〔下記ア～（イ）〕
- 2 機械取扱作業（特に「**非常作業**」）時の安全対策の徹底・見直し〔下記ア～（キ）〕
- 3 安全衛生教育の徹底〔下記イ、ウ〕

を図っていただくようお願いいたします。

(裏面へ続く)

各事業場で取り組んでいただきたい具体的実施事項  
(平成24年度全国安全週間実施要綱からの抜粋)

ア 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進

- (イ) 危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、その結果により安全対策を実施するリスクアセスメント等の実施
- (ウ) 労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労使による自主的な安全管理活動の推進
- (エ) 職場巡視、危険予知、「見える化」等の安全活動の提案、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化
- (オ) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (カ) 労働安全コンサルタント等の外部の専門家を活用した安全診断の実施
- (キ) 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し
  - a 機械設備の運転操作、運搬等の定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し
  - b 修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し
  - c 機械化、自動化、新原材料の導入等に伴う安全作業マニュアルの整備、見直し
- (ク) 事業場での労働災害の記録、分析及び再発防止対策の徹底

イ 職業生活全般を通じた各段階の安全教育の徹底

ウ 作業者の安全意識の高揚

- (ア) 災害事例の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
- (イ) 職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化
- (ウ) 安全委員会等を通じた職場の安全問題への参画の促進
- (エ) 家庭に対する安全の協力の呼びかけの実施

エ 女性労働者や高齢労働者が活躍するための職場改善の推進

- (ア) 機械設備等作業環境の改善
- (イ) 作業方法、作業配置等の改善

オ 製造業の労働災害防止対策の推進

- (ア) 機械譲渡者等による機械の危険性等の通知を活用した「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく安全な機械の採用及び使用
- (イ) 安全管理者等の安全担当者の能力向上教育の実施
- (ウ) 雇入時、作業内容変更時等の安全教育の徹底
- (エ) 元方事業者による同一現場で働く請負事業の労働者や派遣労働者を含めた総合的な安全管理の徹底
- (オ) 派遣労働者の派遣先事業場の労働災害防止のための措置義務の徹底

なお、詳細については、

中央労働災害防止協会(中災防)ホームページ([www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html](http://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html))からご確認ください。